



# お知らせ

## 介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(市内在住の65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。  
年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。  
**問合せ** 保健福祉課(介護保険)  
5階51番窓口 ☎06-6659-9859

## 人情マガジンにしなりVol.30を発行します!

西成の魅力を発信するタウン誌を今年も発行します。4月上旬から、区役所、区民センター、区内主要駅構内などに配架します。  
**問合せ** 市民協働課  
7階73番窓口 ☎06-6659-9734



## 犬や猫を愛する皆さんへ 4月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物の好きな人ばかりではありません。動物が命あるものであることにかんがみ、人と動物の共生に配慮し、次のことを守って、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。  
・トイレトレーニングをしましょう。  
・鳴き声を防止しましょう。  
・無責任な放し飼いはやめましょう。  
・不妊・去勢手術をしましょう。  
・愛情と責任をもって終生飼いましょう。  
・犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受けましょう。  
**問合せ** 保健福祉課(地域保健)  
2階21番窓口 ☎06-6659-9973

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

令和7年4月分からの手当月額が次のとおり改定されました。

		令和7年4月から
<b>①児童扶養手当</b>		
児童1人	全部支給	46,690円
	一部支給	46,680円～11,010円
児童2人目以降の加算額	全部支給	11,030円
	一部支給	11,020円～5,520円
<b>②特別児童扶養手当</b>		
1級		56,800円
2級		37,830円
<b>③特別障がい者手当</b>		
		29,590円
<b>④障がい児福祉手当</b>		
		16,100円
<b>⑤経過的福祉手当</b>		
		16,100円

**問合せ** ①② 保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎06-6659-9824  
③④⑤ 保健福祉課(地域福祉) 5階51番窓口 ☎06-6659-9857

## あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください！ ひとりで悩まずご相談ください！ 生活自立相談支援窓口「はぎさぼーと」

●住むところがない、家賃が払えない…  
●仕事が見つからない…  
●家族のことで悩んでいる…  
●社会に出るのがこわい… など  
あなたのその悩み、「はぎさぼーと」と一緒に解決しましょう！  
相談は無料、秘密は厳守します。  
おひとりでお抱え込まず、まずは話してみませんか？  
**問合せ** はぎさぼーと  
(西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体)  
6階64番窓口 ☎06-6115-8070



## 5月1日～7日は憲法週間です

毎年5月3日(憲法記念日)を含む5月1日～7日は、「基本的人権の尊重」をはじめとする日本国憲法の意義や精神を再確認する目的で、「憲法週間」とされています。西成区役所では、区役所周辺に「のぼり」を立てて啓発します。この機会に「人権」について考えてみませんか。  
**問合せ** 市民協働課  
7階73番窓口 ☎06-6659-9734

## カラスの被害にあわないために

カラスは春先に高い木の枝などに巣を作り、5月から6月頃にヒナを育てます。この時期は次のことに気をつけて、被害にあわないようにしましょう。  
○巣に近づくと、大きな声で鳴いて威嚇してることがありますが、あわてずにその場から離れましょう。  
○地面に落下してしまったヒナに近づくとヒナを見守っている親ガラスに威嚇されることがありますので、ヒナには近づかないようにしましょう。  
○生ごみは決まった時間、決まった場所に出しましょう。また、カラスは目で食べ物を探しているため、生ごみを出すときは水分を十分に切って新聞紙などできちんと包み、ごみ袋の外側から見えないようにしましょう。  
迷惑だからといって、カラスを捕まえることや、卵やヒナを捕ることは禁止されています。被害が収まらない場合は、捕獲許可について動物愛護相談室(☎06-6978-7710)にご相談ください。なお、許可申請および捕獲については、その場所の所有者等に実施していただくこととなります。  
**問合せ** 保健福祉課(地域保健)  
2階21番窓口 ☎06-6659-9973

## 花と緑の相談 無料 申込不要

お花や園芸など、花と緑のさまざまなご質問に相談員がお答えします。  
**日時** 4月11日(金)、5月9日(金)  
14:00～15:30  
**場所** 区役所1階 区民ロビー  
**問合せ** 八幡屋公園事務所 ☎06-6571-0552

## 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

①令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)の保険料  
○国民健康保険  
・保険料の決定時期  
6月に決定し、6月中旬に世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。  
・支払方法  
○口座振替や納付書などでお支払い(普通徴収)の世帯  
1年間分の保険料を6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。4月、5月は新年度の保険料の納付はありません。  
○年金からお支払い(特別徴収)の世帯  
1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。  
・保険料の納付相談  
6月中旬以降は窓口が大変混雑し、相当な待ち時間が発生します。  
新年度の保険料は、6月2日(月)から相談できますので、6月になりましたらお早めにお問い合わせください。  
・視覚障がいのある世帯主の方へ  
決定通知書の主な内容を点字文書にして同封することがあります。ご希望の方は電話でお申し込みください。  
○後期高齢者医療  
・保険料の決定時期  
7月に決定し、7月中旬にご本人へ「後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。  
・支払方法  
○口座振替や納付書などでお支払い(普通徴収)の方  
1年間分の保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただきます。4月～6月は新年度の保険料の納付はありません。

②国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のための所得申告書をご提出ください  
所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられません(国民健康保険は世帯全員の所得が判明する必要があります。後期高齢者医療は本人と世帯主の収入が判明する必要があります)。税の申告が不要な場合でも、所得の申告を行う必要があります。  
所得がないなど市・府民税の申告の必要のない方で、「国民健康保険料のための所得申告書」または「後期高齢者医療保険料のための所得申告書」が届いている方は、お早めに提出をお願いします。  
**問合せ** 窓口サービス課(保険年金 保険)  
6階61番窓口 ☎06-6659-9956

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ各種保健事業を実施しています

**後期高齢者医療健康診査**  
生活習慣病や加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをします。4月下旬以降に「健康診査受診券」を送付します(年度途中で75歳になる方には、誕生日の翌月に送付します)。受診の際は受診券と保険証等(保険証、マイナ保険証または資格確認書)を忘れずにお持ちください。  
**後期高齢者医療歯科健康診査**  
歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをします。4月下旬以降に「歯科健康診査の

お知らせ」を送付します(年度途中で75歳になる方には、誕生日の翌月に送付します)。受診の際は、保険証等(保険証、マイナ保険証または資格確認書)を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。  
※病院・診療所に6か月以上継続して入院中の方、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所・入居している方は健康診査・歯科健康診査の対象外です。  
**人間ドック費用の一部助成(年度中1回 上限26,000円)**  
人間ドックを受診したときの費用の一部を助成します。いったん費用を全額負担いただいた後、保険年金担当(6階61番窓口)に申請してください。

**【申請に必要なもの】**  
受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書一式(コピー可)、保険証等(保険証、マイナ保険証または資格確認書)、口座情報の分かるもの、申請書(申請時にお渡します)  
※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者ご自身で記入されない場合は、申請者の印鑑が必要です。  
※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください。  
**問合せ** 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031

